

グリーンクーポン
契約施設経営者の皆様へ

民宿・ペンション等簡易宿泊施設向け保険

JTBグリーン保険のご案内

特徴

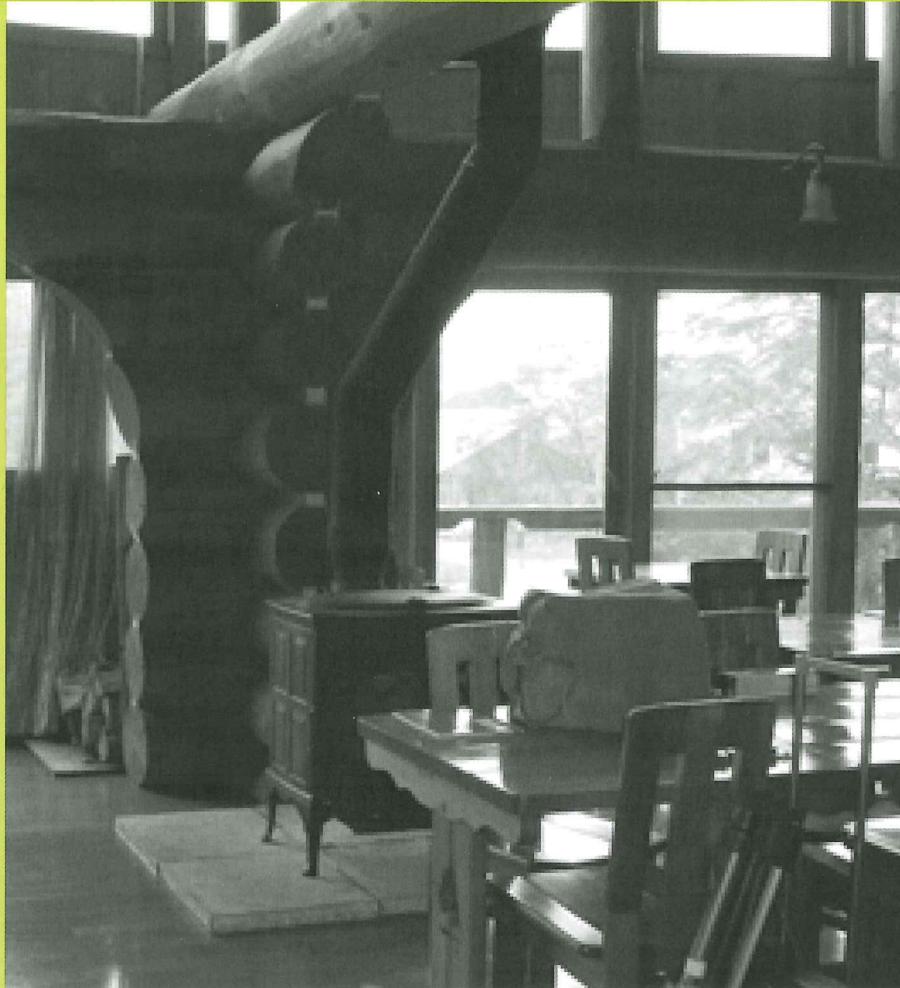
- 民宿・ペンション等の施設および施設に宿泊されたお客様を対象とした損害保険です
- 「食中毒休業安心保険」におきまして、新型コロナウイルス感染症および指定感染症が補償対象外となります
- 旅館宿泊者賠償責任保険は、クーポン持参の有無に関わらず宿泊のお客様すべてが対象です
- 団体契約であり団体割引を適用していますので、一般契約より割安な保険料で加入できます（旅館賠償責任保険、旅館宿泊者賠償責任保険）

保険期間 1年間

2025年4月1日午後4時



2026年4月1日午後4時



JTBグリーン保険とは

JTBグリーン保険は、「旅館賠償責任保険」を基本保険とし、以下の各種補完保険から構成されています。

基本加入

旅館賠償責任保険

施設事故

受託物事故

生産物事故

によるお客様等への賠償は本保険によって支払われます



任意加入

宿泊客個人賠償責任保険 (旅館宿泊者賠償責任保険)

おすすめ!

宿泊客の過失によって設備、什器備品等を破損等した場合などに補償されます

災害費用保険 (レジャー・サービス施設費用保険)

- 被災者対応費用
- 被災者傷害見舞費用
- 偶然な事故による傷害見舞費用

駐車場保険 (自動車管理者賠償責任保険)

- 保管中のお客様の車の接触
- 衝突事故や盗難事故等によるお客様の車の損害を補償いたします
- 代車費用、休車費用をお支払いします

食中毒・特定感染症休業補償保険 (旅館賠償責任保険) (食中毒利益担保特約条項・特定感染症担保特約条項)

おすすめ!

食中毒および特定感染症が施設内で発生した結果売上げが減少した場合等に補償されます

JTB グリーンクーポン契約事務局

(取扱代理店) JTB旅運事業株式会社

(引受保険会社) 東京海上日動火災保険株式会社

旅館賠償責任保険の概要

◆保険金をお支払いする場合

〈事故例〉

A.施設事故(施設の不備などによる事故)

- 火災が発生し、誘導ミスによりお客様がケガ・死亡した



- 階段や手すりに不備があり、お客様が転倒してケガをした



- 従業員がつまずいてお客様の衣服を汚した



B.生産物事故(飲食物などによる事故)

- お客様に提供した食事により食中毒が発生した



C.受託物事故(お預りした物の事故)

- 施設内でお客様の持ち物が盗まれた
- 客室内でお客様の持ち物が紛失した
- お客様から預かった品物を、壊したり紛失したり盗まれたりした
- 駐車場に預かった自動車がキズをつけられた



次の事故により、被保険者である民宿・ペンション等が法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害について保険金をお支払いします。

A.施設事故

民宿・ペンション等の営業に関し、被保険者が所有、使用または管理する施設または民宿・ペンション等の業務の遂行により、保険期間中に日本国内において他人の身体・生命を害したり他人の財物を損壊した場合

B.生産物事故

民宿・ペンション等の営業に関し、被保険者が施設において販売もしくは提供しかつ被保険者の占有を離れた飲食物、土産等の商品に起因して、保険期間中に日本国内において他人の身体・生命を害したり他人の財物を損壊した場合

C.受託物事故

民宿・ペンション等の営業に関し、被保険者が施設内で保管または管理するお客様の財物（一時的に施設外で管理するお客様の財物を含みます。）が、保険期間中に日本国内において損壊、紛失、盗取または詐取された場合（お客様の財物が施設内において盗取・詐取されたり、客室または浴場の更衣室または洗面所において紛失し、施設が法律上の賠償責任を負った場合を含みます。）

1.現金・有価証券、その他の貴重品

①フロント等で実際に民宿・ペンション等がお客様から預かった現

金・有価証券、その他の貴重品が盗取・詐取されたり、紛失したり損壊した場合

②お客様が所持する現金・有価証券、その他の貴重品が民宿・ペンション等の施設内で盗取・詐取された場合

③お客様が所持する現金・有価証券、その他の貴重品が民宿・ペンション等の客室内、浴場に設置された更衣室または洗面所において紛失した場合

2.その他保管物

①フロント等で実際に民宿・ペンション等がお客様から預かった現金・有価証券、その他の貴重品以外の財物が盗取・詐取されたり、紛失したり損壊した場合

②お客様が所持する現金・有価証券、その他の貴重品以外の財物が民宿・ペンション等の施設内で盗取・詐取された場合

③お客様が所持する現金・有価証券、その他の貴重品以外の財物が民宿・ペンション等の客室内、浴場に設置された更衣室または洗面所において紛失した場合

④民宿・ペンション等の構内駐車場等で管理中（一時的に施設外で管理するものを含む）のお客様の自動車が盗取・詐取されたり、紛失したり損壊した場合

◆お支払いする保険金の種類、お支払い方法

(1)お支払いする保険金の種類

被保険者が負担する次の賠償金または費用に対して保険金をお支払いします。

①被害者に対して支払責任を負う法律上の損害賠償金

※賠償責任の承認・賠償金額の決定に際しましては、あらかじめ引受保険会社の同意が必要です。

②引受保険会社の書面による同意を得て支出した弁護士費用等の争訟費用

③他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使、またはすでに発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために、引受保険会社の書面による同意を得て支出した必要または有益な費用

④他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使、またはすでに発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために必要な手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、応

急手当、護送等緊急措置に要した費用または引受保険会社の書面による同意を得て支出したその他の費用

⑤引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用

(2)保険金のお支払方法

上記①の損害賠償金については、支払限度額を限度に保険金をお支払いします。ただし「C.受託物事故」の場合、支払限度額の範囲内において被害受託物の事故発生時の時価額が限度となります。

上記②～⑤の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払対象となります。ただし、②の争訟費用について、①損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、「支払限度額÷①損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いします。

◆保険金をお支払いできない主な場合

施設・生産物・受託物事故共通

- 保険契約者、被保険者の故意
- 地震、噴火、洪水、津波または高潮
- 被保険者と他人との間に特別の約定がある場合、その約定によって加重された賠償責任
- 核燃料物質等の有害な特性またはその作用に起因する損害
- 排水、排気(煙を含みます。)に起因する賠償責任
- 建物外部から内部への雨、雪、ひょう、みぞれまたはあられの浸入または吹き込みに起因する損害 等

施設事故・生産物事故

- 身体の障害を被った者の労働能力の喪失、減少により、その者が所属する企業等が被った損失に起因する損害
- 施設の新築、改築、修理、取り壊しその他の工事に起因する損害
- 昇降機の所有・使用・管理または生産物の製造・販売・提供に関する

法令違反であって、被保険者の故意または重過失によるものに起因する損害

- 航空機、自動車または原動機付自転車、施設外にある船・車両もしくは動物の所有、使用または管理に起因する損害
- 生産物のかしに起因する当該生産物の損壊自体について負担する賠償責任 等

受託物事故

- 受託物がお客様に引き渡された後に発見された受託物の損壊に起因する損害
- 当該受託物の使用不能に起因する賠償責任(代車費用、休車費用等)

- お客様の自動車内にある財物に生じた損壊・紛失・盗取・詐取に起因する損害 等

(ご注意) スキー場、スケート場、フィールドアスレチック、海水浴場等の特殊な施設での事故はこの保険ではお支払いの対象となりません。

◆支払限度額と保険料

支払限度額			1型(7千万円補償)	2型(1億円補償)
施設事故 ^{(*)1}	人身事故		1名につき 7,000 万円	1 億円
	物損事故		1事故につき 7 億円	10 億円
			1事故につき 500 万円	500 万円
生産物事故 ^{(*)1}	人身事故		1名につき 7,000 万円	1 億円
	物損事故		1事故につき 7,000 万円	1 億円
			保険期間中総支払限度額 7,000 万円	1 億円
			1事故につき 20 万円	20 万円
受託物事故 ^{(*)1}			保険期間中総支払限度額 200 万円	200 万円
現金 有価証券 その他の 貴重品	フロント 保管のもの	1名につき 10 万円	15 万円	
		1事故につき 100 万円	150 万円	
	上記以外の もの	1名につき 3 万円	5 万円	
		1事故につき 10 万円	15 万円	
	その他の保管物	1名につき/1事故につき 10 万円	15 万円	
保険期間中総支払限度額 100 万円			150 万円	
営業面積 ^{(*)2} 1坪当たり保険料(1年間)			110 円	140 円

●初期対応費用担保特約を付帯した場合

支払限度額		1型(7千万円補償)	2型(1億円補償)
初期対応費用担保特約 ^{(*)1} (オプション)	1事故につき	100 万円	100 万円
	上記のうち対人事故の見舞費用1名につき	1 万円	1 万円
	保険期間中	100 万円	100 万円
(本特約付帯後の)営業面積 ^{(*)2} 1坪当たり保険料(1年間)		135 円	165 円

(*)1 上記の施設事故・生産物事故・受託物事故・初期対応費用担保特約について免責金額はありません。

(*)2 営業面積=総床面積×70%

ご加入者施設数が200軒を下回った場合には、保険料の引上げまたは支払限度額の引下げ等の変更をさせていただきますので、予めご了承ください。詳細につきましては取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

おすすめ!

●初期対応費用担保特約

対人事故時のお客様への見舞金など、その額・使途が社会通念上妥当と思われる初期対応費用をお支払いいたします(対象となる費用の詳細はお問い合わせください。)。具体的な費用は以下のとおりです。

- ・事故現場の保存、事故状況の調査・記録、事故原因調査、写真撮影の費用
- ・事故現場の取り片付け費用
- ・被保険者の役員または使用人を事故現場に派遣するための交通費・宿泊費等の費用

- ・対人事故である場合における社会通念上妥当な範囲で行なう被害者への見舞費用(花や見舞品の代金、見舞金等)
- ・通信費

- ・新聞等へのお詫び広告掲載費用

等

宿泊客個人賠償責任保険(旅館宿泊者賠償責任保険)

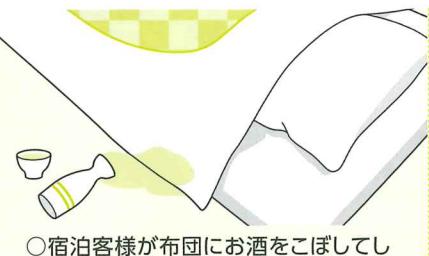
◆宿泊客個人賠償責任保険(旅館宿泊者賠償責任保険)の概要

宿泊の目的をもって来られたお客様が民宿・ペンション等の構内において、民宿・ペンション等の施設または他人の身体・生命を害したり財物を損壊し、当該お客様が法律上の損害賠償責任を負った場合にこれを補償する保険です。

〈事故例〉



○外国人の宿泊客様が誤ってお風呂を壊してしまった



○宿泊客様が布団にお酒をこぼしてしまった



○お客様が背負っていたバッグが他のお客様にあたってケガをさせてしまった

◆保険金をお支払いする場合

宿泊の目的をもって来られたお客様(被保険者)が民宿・ペンション等に到着してから退出するまでの間に、次に掲げる事故について法律上の損害賠償責任を負担することによって被保険者が被る損害について保険金をお支払いします(保険金をお支払いするのは、事故が保険期間中に日本国内において生じた場合に限ります。)。

- ①民宿・ペンション等の構内における他人の身体の障害または財物の損壊
- ②民宿・ペンション等の構内において被保険者が使用、管理する財物のうち、民宿・ペンション等が所有または管理する財物の損壊

◆お支払いする保険金の種類、お支払い方法

(1) お支払いする保険金の種類

被保険者が負担する次の賠償金または費用に対して保険金をお支払いします。

①被害者に対して支払責任を負う法律上の損害賠償金

*賠償責任の承認・賠償金額の決定に際しましては、あらかじめ引受保険会社の同意が必要です。

②引受保険会社の書面による同意を得て支出した弁護士費用等の争訟費用

③他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使、またはすでに発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために、引受保険会社の書面による同意を得て支出した必要または有益な費用

④他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使、またはすでに発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために必要な手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合

において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用または引受保険会社の書面による同意を得て支出したその他の費用

⑤引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用

(2) 保険金のお支払方法

上記①の損害賠償金については、その額から免責金額(自己負担額)を差し引いた額に対して支払限度額を限度に保険金をお支払いします。

上記②～⑤の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払対象となります。ただし、②の争訟費用について、①損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、「支払限度額÷①損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いします。

◆保険金をお支払いできない主な場合

①被保険者に法律上の損害賠償責任が発生しない場合

②加害者が不明の場合

③保険契約者・被保険者の故意

④被保険者の暴行もしくは殴打または心神喪失に起因する賠償責任(酔って暴れたりした場合)

⑤被保険者の職務遂行に直接起因する賠償責任

⑥自動車等の車両の所有・使用・管理に起因する賠償責任

⑦宝石・貴金属・美術品・骨董品などの損壊について負担する賠償責任

⑧貨幣・紙幣・有価証券・印紙・切手などの損壊について負担する賠償責任

等

◆支払限度額と保険料

対人・対物支払限度額/被保険者1名当たり1事故※	30万円
免責金額(1事故)	1,000円

宿泊定員1名当たりの年間保険料

100円

※客室内の畳・建具・什器・備品については、1事故あたりの限度額となります。

ご加入施設の総宿泊定員数が3,000名を下回った場合には、保険料の引上げまたは支払限度額の引下げ等の変更をさせていただきますので、予めご了承ください。詳細につきましては取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

災害費用保険(レジャー・サービス施設費用保険)

◆災害費用保険の概要

保険期間中に発生した右記①～⑥による事故に対応するために、民宿・ペンション等の所有・管理者(被保険者)が事故発生の日から1年以内に災害対応費用を負担したことによる損害について保険金をお支払いいたします。

①火災 ②落雷 ③破裂または爆発 ④台風等の風災、ひょう災、なだれ等の雪災、台風等による洪水・土砂崩れ等の水災 ⑤対象施設外部からの物体の落下、飛来、衝突または倒壊 ⑥被保険者が対象施設内において製造、販売または提供した飲食物に起因する食中毒(食品衛生法の規定に基づき保健所長に届出があつたものに限る) 上記①～⑤の事故については、対象施設内の建物、工作物等が事故により被害を受けた場合に限ります。

◆保険金をお支払いする場合

保険期間中に発生した下記による事故に対応するために、民宿・ペンション等が事故発生の日から1年以内に災害対応費用(「被災者対応費用」「被災者傷害見舞費用」)を負担したことによる損害について保険金をお支払いします。

- (1) 民宿・ペンション等内の建物・工作物等が、次の事故により損害を受けた場合
①火災 ②落雷 ③破裂または爆発 ④台風等の風災、ひょう災、なだれ等の雪災、台風等によるこう水・土砂崩れ等の水災 ⑤施設外部からの物体の落下、飛来、衝突または倒壊
(2) 民宿・ペンション等の敷地内で製造、販売または提供した飲食物による食中毒(食品

衛生法の規定に基づき保健所長に届出があつたものに限ります)

被災者傷害見舞費用については、民宿・ペンション等の敷地内で発生した上記以外の急激かつ偶然な外来事故による傷害見舞費用もお支払いの対象となります(急激かつ偶然な外来事故による傷害には、細菌性・ウイルス性食中毒は含まれません)。民宿・ペンション等の支出した被災者対応費用、被災者傷害見舞費用、傷害見舞費用が実質的に法律上の損害賠償責任に基づいて負担する損害賠償金である場合には、その費用の名目のいかんを問わず補償されません。

◆対象となる費用

民宿・ペンション等の利用者が、事故により身体に傷害を被り死亡または医師の治療を受けた場合に、民宿・ペンション等の所有・管理者(被保険者)が事故発生の日から1年以内に負担した次の費用に対して保険金をお支払いします。

- 利用者:対象施設の利用目的として、対象施設に入場している者をいい、次の者を含みません。
 - ア. 被保険者(被保険者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関とします。)およびその者と同居または生計を共にする親族
 - イ. 対象施設の業務に従事中の者
- ウ. 対象施設(対象施設が建物の一部であるときは、その建物の他の部分を含みます。)の保守、保安、点検、警備、消防、清掃その他これらに類似の業務または新築、改築、増築、改造、修理、取りこわしの他の工事に従事中の者
- 被災者:利用者のうち、事故によって身体に傷害を被った者をいいます。「傷害」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取したときに急激に生ずる中毒症状(継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。)を含みます。

(1) 被災者対応費用

- 被災者や被災者の法定相続人の対応のために要した次の費用を支払限度額の範囲内でお支払いします。
- ①親族現地訪問費用(被災者1名につき2名分を限度とします):被災者の法定相続人またはその代理人が現地(事故発生地・被災者収容地)に赴いたときの交通費、ホテル等客室料(1名につき14日分を限度とします)、渡航手続費
 - ②役員・使用人派遣費用:被保険者の役員・使用人もしくはその代理人を、現地または被災者、被災者の法定相続人もしくはその代理人の住所に派遣したときの交通費、ホテル等客室料、渡航手続費

③通信費用:現地との電話連絡等、被保険者が必要とした通信費用

- ④応対関係費用:ホテル・事務所等の応対施設の借上費用、被災者の法定相続人またはその代理人が被保険者の指定する連絡場所を訪問したときの交通費、ホテル等客室料(1名につき14日分を限度とします)、渡航手続費
- ⑤検索救助費用:被災者を捜索、救助または移送する活動に要した費用
- ⑥移送費用:死亡した被災者の遺体輸送費用、治療中の被災者の移転費用
- ⑦葬儀費用:合同葬儀等、死亡した被災者の葬儀を被保険者が営むために支出した費用
- 災害広告費用不担保特約が付帯されているため災害広告費用については対象外となります。

(2) 被災者傷害見舞費用および急激かつ偶然な外来事故による傷害見舞費用

被災者または被災者の法定相続人に対して、慣習として支払った次の費用を支払限度額の範囲内でお支払いします。

- ①死亡見舞費用:傷害の直接の結果として、被災者が事故の日から180日以内に死亡した場合の見舞費用
- ②後遺障害見舞費用:傷害の直接の結果として、被災者に事故の日から180日以内に後遺障害が生じた場合の見舞費用
- ③入院見舞費用:傷害の直接の結果として、事故の日から180日以内に被災者が入院した場合
- ④通院見舞費用:傷害の直接の結果として、被災者が通院した場合(通院しない場合であっても、骨折、脱臼、靭帯損傷等の傷害を被った所定の部位を固定するため医師の指示によりギブス等を常時装着したときは、その日数について通院したものとみなします。)

⑦被災者自身の脳疾患、疾病または心神喪失

⑧被災者の妊娠、出産、早産、流産または被災者に対する外科的手術その他の医療処置(外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、保険金が支払われる傷害の治療によるものである場合を除きます。)

⑨頸部症候群(いわゆる「むちむち症」)または腰痛等で医学的他覚所見のないもの

⑩被保険者が損害賠償金として負担した被災者対応費用、被災者傷害見舞費用、傷害見舞費用

等

◆保険金をお支払いできない主な場合

- ①保険契約者、被保険者、保険金受取人またはこれらの者の法定代理人の故意または重大な過失
- ②地震・噴火またはこれらによる津波
- ③戦争、暴動等による事故
- ④被災者自身の故意または重大な過失による事故
- ⑤被災者自身の自殺行為、犯罪行為または闘争行為による事故
- ⑥被災者自身による自動車または原動機付自転車の無免許運転中、酒気帯び運転、麻薬・大麻・あへん等を使用した状態での運転中に生じた事故

◆支払限度額と保険料

保険金は、被災者対応費用、被災者傷害見舞費用、傷害見舞費用いずれに対しても、被保険者が負担することが必要かつやむを得ないものとして正当と認められる額をそれぞれの支払限度額を限度にお支払いします。

被災者対応費用(支払限度基礎額)	100万円 ^{(*)1}
被災者傷害見舞費用(1名当たり)	下記の通りです
偶然な事故による傷害見舞費用(1名当たり)	下記の通りです

▶ 営業面積^{(*)2}1坪当たり保険料(1年間)

61円

(*)2 営業面積=総床面積×70%

「被災者傷害見舞費用」・「急激・偶然・外来な事故による傷害見舞費用」の内訳(被災者1名あたりの支払限度額)

死亡見舞費用保険金(事故の日から180日以内に死亡した場合) ^{(*)3}	50万円	
後遺障害見舞費用保険金(事故の日から180日以内に後遺障害が生じた場合) ^{(*)3}	50万円～2万円(50万円×後遺障害の程度に応じた支払割合)	
入院見舞費用保険金 ^{(*)4} (事故の日から180日以内に被災者が入院した場合)	31日以上	10万円
	15日以上30日以内	5万円
	8日以上14日以内	3万円
	7日以内	2万円
通院見舞費用保険金 ^{(*)4} 被災者が通院した場合(往診日数を含みます。)	31日以上	5万円
	15日以上30日以内	3万円
	8日以上14日以内	2万円
	7日以内	1万円

(*)3 すでに支払った後遺障害見舞費用保険金がある場合は、50万円から既に支払った金額を控除した残額を死亡見舞費用保険金としてお支払いします。(*)4)期間中に新たに他の傷害を被ったとしても重複してお支払いしません。(*)5)入院期間中の通院および事故の日から180日を経過した後の通院は通院日数に含めません。

駐車場保険(自動車管理者賠償責任保険(使用不能損害担保特約付帯))

◆駐車場保険の概要

民宿・ペンション等が、法律上の損害賠償責任を負担することにより生じる損害を補償します。対象となる事故は以下の通りです。

- ①お客様の自動車を加入証記載の専用駐車場で管理している間、または車の入れ替え等、被保険者が通常行う業務の一環として一時に専用駐車場外で管理している間に発生した損壊・紛失・盗取・詐取、およびデータ等無体物の滅失または破損であって、対象自動車(データ等無体物を除きます。)の損壊を伴わずに発生したものにより、被保険者が、その自動車の正当な権利者に対して法律上の損害賠償責任を負担することにより損害を被った場合 (受託自動車の物損害)
- ②受託自動車を損壊・紛失した場合に、その自動車を使用できることによる法律上の損害賠償責任を被保険者が負担する事により損害を被った場合 (使用不能損害) (※)盗取・詐取に関わる使用不能損害は、①の対象となります。

◆保険金をお支払いする場合

- 次の事故により被保険者である民宿・ペンション等がその自動車の正当な権利者に対して法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害を補償します。
- ①被保険者である民宿・ペンション等の施設の専用駐車場で預かった自動車^{(*)1}を保管している間に、預かった自動車が保険期間中に日本国内において損壊・紛失・詐取されたり、盗まれた場合など。
 - ②車の入れ替え等被保険者である民宿・ペンション等の業務の一環として、自動車を一時に専用駐車場外で管理している間に、預かった自動車が保険期間中に日本国内において損壊・紛失・詐取されたり、盗まれた場合など。
 - ③上記自動車の壊損または紛失^{(*)2}による使用不能に伴い代車費用や休車費用等が発生した場合。但し、その使用不能損害が発生した日以降30日までに生じたもので、1台当たり1回の事故で10万円が限度となります。(使用不能損害担保特約)

◆お支払いする保険金の種類、お支払い方法

(1) お支払いする保険金の種類

- 被保険者が負担する次の賠償金または費用に対して保険金をお支払いします。
- ①被害者に対して支払責任を負う法律上の損害賠償金
(※)賠償責任の承認・賠償金額の決定に際しましては、あらかじめ引受け保険会社の同意が必要です。
 - ②引受保険会社の書面による同意を得て支出した弁護士費用等の争訟費用
 - ③他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使、またはすでに発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために、引受保険会社の書面による同意を得て支出した必要または有益な費用
 - ④他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使、またはすでに発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために必要な手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当・護送等緊急措置に要した費用または引受保険会社の書面による同意を得て支出したその他の費用

(*)1)記名被保険者が管理し、記名被保険者以外の者が所有する自動車、原動機付自転車およびこれらの車両の付属品をいい、自動車または原動機付自転車の運行に関連するデータ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物を含みます。なお、次のは付属品には含まれません。燃料、ボディカバー、洗車用品、その自動車に定着・装備することを禁止されているもの、装飾品、積載物。以下「対象自動車」とします。

(*)2)盗取・詐取による使用不能については、①②部分で対象となります。被害自動車全体の損害と合算して、その自動車の時価額かつ支払限度額の範囲内でお支払します。
(従いまして、自動車自体の損害が時価額に達している場合はお支払できません。)

被保険者の範囲は次のとおりです。

- ①記名被保険者(民宿・ペンション等) ②記名被保険者の使用人 ③記名被保険者が法人である場合は、その理事・取締役その他法人の業務を執行する機関 ④記名被保険者が法人以外の社団である場合は、その構成員 ⑤記名被保険者が自然人である場合は、その同居の親族

(5)引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用

(2) 保険金のお支払方法

上記①の損害賠償金については、その額から免責金額を控除してご加入された支払限度額を限度に保険金をお支払いします。下記「物損害」部分の免責金額は、旅館賠償責任保険で選択いただいた支払限度額【受託物事故(その他の保管物)】と同額となります。なお、「使用不能損害」部分につきましては、免責金額はありません。ただし、支払限度額の範囲内において、事故発生時の被害自動車の時価額が限度となります。

上記②～⑤の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払対象となります。ただし、②の争訟費用について、①損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、「支払限度額÷①損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いします。

◆保険金をお支払いできない主な場合

- ①戦争、変乱等、地震、噴火、洪水、津波または高潮による損害
- ②対象自動車の積載物に与えた損害
- ③対象自動車に定着されていないカーナビ・ETC車載機・ドライブレコーダーその他これらに準ずる物に生じた事故の単独損害(対象自動車のほかの部分と同時にまたは火災・爆発によって発生した場合を除きます)
- ④対象自動車がお客様に引き渡された後に発見された事故
- ⑤次の者が所有する対象自動車に生じた事故
ア.記名被保険者の使用人。ただし、その使用人が対象自動車を管理している間に生じた事故に限ります。
- イ.被保険者のうち、記名被保険者の理事・取締役その他法人の業務を執行する機関(役員等)(記名被保険者が法人の場合)、記名被保険者の構成員(記名被保険者が法人以外の社団の場合)、記名被保険者の同居の親族(記名被保険者が自然人の場合)
- ⑥保険契約者、被保険者の故意

⑦保険契約者または被保険者が行い、または加担した盗取、もしくは詐取に起因する損害

⑧保険契約者または被保険者が私的な目的で使用している間に生じた対象自動車の損壊・紛失・盗取・詐取

⑨記名被保険者の下請負人(その下請負人を含みます。)が対象自動車を管理している間に生じた事故

⑩次の者が対象自動車を運転している間に生じた事故
ア.法令に定められた運転資格を持たない者

イ.麻薬・大麻・あへん・覚せい剤・危険ドラッグ・シンナー等を使用した状態の者

ウ.酒気を帯びた者(道路交通法第65条第1項違反またはこれに相当する状態の者をいいます)

⑪核燃料物質、放射性元素など、またはこれらに汚染された物の有害な特性またはその作用に起因する事故 等

◆支払限度額(1事故・保険期間中)と保険料

最高保管台数	支払限度額		年間保険料 (1年間)
	物損害	使用不能損害	
1～10	1,000万円	90万円	20,240円
11～20	1,600万円	190万円	28,110円
21～30	2,100万円	270万円	33,980円
31～40	2,600万円	320万円	38,130円
41～50	3,300万円	410万円	44,520円
51～60	3,600万円	500万円	48,010円
61～70	4,200万円	590万円	51,720円
71～80	4,700万円	670万円	55,840円
81～90	5,100万円	750万円	60,330円
91～100	5,700万円	910万円	65,320円

(注)1.最高保管台数は、①関係官庁への登録 ②白線の仕切りを基準としますが、ない場合は駐車場の「面積15平方メートル」につき1台の割合で計算します。

2.最高保管台数が100台を超える場合は、JTB旅運事業(株)にお問い合わせください。

3.物損害の支払限度額には旅館賠償責任保険の加入タイプに応じて次の免責金額が適用されます。 1型:1事故につき10万円 2型:1事故につき15万円

食中毒・特定感染症休業補償保険(旅館賠償責任保険 食中毒利益担保特約条項・特定感染症担保特約条項)

◆食中毒・特定感染症休業補償保険の概要

この保険は、食中毒または特定感染症の発生によって営業が休止・阻害されたことにより被保険者が支払期間中に被った損失(利益の減少及び阻害・休止期間中の経常費の支出等)に対して保険金をお支払いします。

◆保険金をお支払いする場合

以下の事故により被保険者である民宿・ペンション等の営業が休止または阻害されたために被保険者が支払期間中に被った損失のうち、喪失利益および収益減少防止費用に対して保険金をお支払いします。

- ①施設における食中毒または特定感染症の発生(所轄保健所長に届出がなされたものに限る)
- ②民宿・ペンション等の施設で製造、販売、提供した食品等に起因する食中毒の発生(所轄保健所長に届出がなされたものに限る)
- ③旅館・ホテル施設が特定感染症の原因となる病原菌・ウイルスに汚染された疑いがあることによって行われた保健所その他の行政機関の命令・指示に基づく消毒、隔離その他の措置(消毒等の処置対象となった施設のみが対象。また、自主的な消毒は対象外)

(※)この保険における特定感染症とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律]が定める一類感染症、二類感染症、三類感染症または四類感染症のうちレジオネラ症(以下あわせて本条において「特定感染症」といいます。)の発生。ただし、保健所その他の行政機関に届出または報告等が行われた場合に限ります。

2023年5月の感染症法上における新型コロナウイルスの類型変更等を踏まえ、新型コロナウイルスおよび指定感染症を補償対象外としています。

◆お支払いする保険金、お支払い方法

●お支払いする保険金

(1)喪失利益

喪失利益とは、事故発生により営業が休止または阻害された結果支払期間中に生じた損失の内、事故が発生しなかったならば計上することができた営業利益および経常費の額をいいます。

<営業利益>営業収益(売上高)から営業費用を差し引いた額をいいます。
<経常費>事故発生の有無にかかわらず、営業を継続するために支出をする費用を「経常費」(人件費、減価償却費等)といいます。

(2)収益減少防止費用

支払期間において、営業収益の減少を防止または軽減するために支払

●保険金のお支払方法

次の算式により算出される額に対して、ご加入にあたり設定する保険金額を限度に保険金をお支払いします。

$$\text{保険金支払額} = \left(\frac{\text{収益減少額}}{\text{(売上減少額)}} \times \frac{\text{例:60\%}}{\text{(利益率)}} - \frac{\text{支払期間中に支出を免れた経常費}}{\text{}} \right) + \frac{\text{収益減少防止費用}}{\text{}} \quad (*1)$$

(注)直近の事業年度(1年間)の数値を用います。

(*1)収益減少防止費用部分については、その費用の支出によって減少を免れた営業収益に利率を乗じた額を限度とします。

●お支払保険金額について

本保険のお支払いの対象となる喪失利益および収益減少防止費用につきましては、食中毒や特定感染症、指定感染症の発生により営業が休止または阻害されたことによって被った損失に限ります。従いまして、上記事由によって収益が減少していた場合におきましても、政府等の外出自粛要請による客足の減少等によって既に収益が減少していた場合は、その点を踏まえ喪失利益等を認定いたします。一方で支払対象期間の前年同期間収益が外出自粛等の特別な事情によって大幅に収益が減少していた場合は、特殊事情がない平常時の収益を加味して喪失利益等を認定いたします。

◆保険金をお支払いできない主な場合

- ①保険契約者、被保険者の故意または重大過失によって生じた損失
- ②被保険者の故意、重大過失による法令違反により生じた損失

- ③戦争・暴動・騒じよう等・地震・噴火・津波・高潮・洪水によって生じた損失

◆保険金額と保険料

保険料は年間予想売上高と約定支払期間及び食品衛生監視票の点数により決まります。保険金額は下記「保険料算出基礎数字」の2倍となります。

<保険料計算式>

$$\begin{array}{cccccc} \text{年間予想売上高} & & \text{利益率} & & \text{約定支払期間} & \text{保険料算出基礎額} \\ \text{千円} & \times & \% & \times & \frac{\text{ }}{365日(*2)} & \text{千円} \\ & & & & & (\text{百円位四捨五入}) \\ \\ \text{保険料算出基礎額} & & \text{保険料率} & & & \text{保険料(1年間)} \\ \text{千円} & \times & \text{円} & = & \text{千円} & \end{array}$$

(*2)約定支払期間が1ヶ月以上の場合は、「月単位」に読み替えます。

約定支払期間は万一事故が発生した場合に、営業停止期間がどれくらいになるか、売上高がもとにもどるまでにどれくらいの期間が必要か等を考慮して選びます。

【用語の意味】

$$\text{利率} = \frac{\text{営業利益} + \text{経常費}}{\text{営業収益}}$$

経常費:事故発生の有無にかかわらず営業の継続に必要な支出(人件費・減価償却費など)

保険料表(千円あたりの料率) 当該保険への新規ご加入者は「10日」「15日」「20日」のみ選択可能です。

食品衛生監視票の点数	約定支払期間	10日	15日	20日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月
100~90(20%割引)	6.96円	5.52円	4.88円	3.52円	2.64円	2.16円	
89~80(10%割引)	7.83円	6.21円	5.49円	3.96円	2.97円	2.43円	
79~70(割引なし)	8.70円	6.90円	6.10円	4.40円	3.30円	2.70円	

食品衛生監視票の採点が80点以上の場合には保険料が1割引、90点以上は2割引となります。

(注)ご申告いただいた売上高が把握可能な最近の会計年度等の売上高に不足していた場合には、保険契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

・利益率を60%以外でご契約される場合や、営業損失が生じている場合は、JTB旅運事業にご相談ください。

ご加入にあたって

- ご加入資格 JTBグリーンクーポン契約会員施設に限ります。
- ご加入方法 同封の「加入依頼書」にご記入の上、ご返送ください。
- 保険料の払込方法 一時払のみ。
保険料は別途お知らせする所定の口座にお振込みください。
- 保険期間 2025年4月1日午後4時～2026年4月1日午後4時

新規加入

同封の加入依頼書を2025年3月14日(金)までにご送付ください。保険料は2025年3月21日(金)までにお支払いください。

中途加入

中途加入も可能です。中途加入の場合、補償期間は代理店が保険料を領収した日から上記保険期間の最終日時までとなります。保険料につきましては代理店までお問い合わせください。

ご加入の際のご注意

- 告知義務:加入依頼書等に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。ご加入時にこれらの事項に正確にお答えいただく義務があります。これらが事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険をお支払いできないことがあります。
 - 通知義務:(旅館宿泊者賠償責任保険、自動車管理者賠償責任保険)ご加入後に加入依頼書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合は、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、ご契約を解除し、保険をお支払いできないことがあります。(旅館賠償責任保険、レジャーサービス施設費用保険)ご加入後に加入依頼書に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合は、すみやかに取扱代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、保険をお支払いできないことがあります。また変更の内容によってご契約を解除することができます。
 - 他の保険契約等がある場合:この保険契約と重複する保険契約や共済契約(以下「他の保険契約等」といいます)がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合:他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合:損害額(食中毒・特定感染症休業補償保険については「損失の額」)から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。
(補償の重複に関するご注意)
補償内容が同様の保険契約(特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されます。いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や支払限度額をご確認のうえ、ご契約の要否をご検討ください。
 - 加入証は内容を確認のうえ、大切に保管してください。
 - 引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり金額が削減されることがあります。
なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、あるいは「小規模法人」(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人(日本における営業所等が締結した契約に限る))またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3ヶ月が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。
(注)保険契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、当該被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。
 - 旅館賠償責任保険、旅館宿泊者賠償責任保険、自動車管理者賠償責任保険において、賠償責任の承認または賠償金額の決定に際しましては、あらかじめ保険会社の同意が必要となります。
 - ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となりうる偶然な事故または事由が発生したことを知ったときは、遅滞なく(レジャーサービス施設費用保険については「事故発生日から30日以内」)、事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故状況、損害賠償請求の内容その他必要事項について、書面で取扱代理店または引受保険会社にご通知ください。ご連絡が遅れた場合には、保険金を減額してお支払いがありますのでご注意ください。保険金請求権は時効(3年)がありますのでご注意ください。
8. 保険金請求の際のご注意
責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権(費用保険金に関するものと除きます)について、先取特権を有します(保険法第22条第1項)。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。
被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金を請求することができます(保険法第22条第2項)。このため、被保険者からの請求を受けて引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの範囲に限られますので、ご了解ください。
①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合
 9. この保険には、保険会社が被害者の方との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はございません。したがいまして、この保険が適用されると考えられる事故が発生した場合には、引受保険会社の担当部署からの助言に基づき、お客様(被保険者)ご自身に被害者の方と示談交渉を進めていただくことになりますので、あらかじめご承知おきください。なお、引受保険会社の承認を得ないお客様側で示談をされた場合には、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできない場合がございますのでご注意ください。
 10. 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがいまして、取扱代理店と有効に成立したご契約につきましては引受保険会社と直接契約されたものとなります。
 11. この保険は、保険期間中に日本国内で発生した事故のみ対象となります。
 12. このパンフレットは旅館賠償責任保険、旅館宿泊者賠償責任保険、レジャー・サービス施設費用保険、自動車管理者賠償責任保険、旅館賠償責任保険(食中毒利益担保特約条項・特定感染症担保特約条項)の概要を紹介したもので、保険金のお支払条件・ご加入手続き、その他この保険の詳しい内容は契約者である団体の代表者の方にお渡ししてある約款によりますが、ご不明の点がありましたら取扱代理店または引受保険会社にご問い合わせください。ご加入を申し込みされる方と被保険者が異なる場合は、このパンフレットの内容を被保険者にご説明いただけますようお願い申し上げます。
 13. 旅館賠償責任保険においてご加入数が200施設を下回った場合、旅館宿泊者賠償責任保険において総宿泊定員数が3,000人を下回った場合は、保険料の引上げまたは支払限度額の引下げ等の変更をさせていただきますので、予めご了承ください。
 14. この保険はJTBグリーンクーポン契約事務局を保険契約者とし、JTBグリーンクーポン契約会員等を被保険者とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等はJTBグリーンクーポン契約事務局が有します。
 15. 重大事由による解除について
以下に該当する事由がある場合には、引受保険会社はご加入を解除することができます。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
・ご契約者、被保険者等が引受保険会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わることを目的として損害等を生じさせた場合
・ご契約者、被保険者等が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
・この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者等に詐欺の行為があつた場合 等

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)

東京海上日動は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。東京海上日動との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行なうことができます。



0570-022808

<通話料有料>

受付時間: 平日午前9時15分～午後5時
(土日祝日・年末年始はお休みとさせていただきます)
IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

お問い合わせ・お申し込み先

〈取扱代理店〉

JTB旅運事業株式会社

〒113-0034 東京都文京区湯島3-37-4

TEL 03-3834-7051 FAX 03-3834-7045

メールアドレス:hoken@jtb.gr.jp

〈引受保険会社〉

東京海上日動火災保険株式会社

(担当課)航空宇宙・旅行産業部 旅行営業室

TEL 03-2399-8582

JTBグリーン保険 見積依頼書・加入依頼書

～ご加入時の確認事項～

加入依頼者は、自分が保険契約者である団体の構成員であることを確認し、裏面記載の「個人情報の取扱いに関するご案内」の内容について確認の上、以下の通り加入を依頼します。

		申込日	年	月	日
☆ 施 設	フリガナ 住 所	〒			(印) ご加入時の確認事項 確 認 印 兼 用
	フリガナ 施 設 名 代表者名				
	TEL		FAX		
加入 者	フリガナ 住 所	〒 (施設と同じ場合は記入不要です)			(印) ご加入時の確認事項 確 認 印 兼 用
	フリガナ 会 社 名 代表者名				
	TEL		FAX		

保 险 期 間	2025年4月1日午後4時～2026年4月1日午後4時（1年間） 中途加入の場合、保険始期は保険料領収日から上記保険期間の最終日時までとなります。		
---------	--	--	--

旅館賠償責任保険

申込タイプ	1型	2型
初期対応費用特約	付帯する	付帯しない
☆総床面積	m ²	

○宿泊客個人賠償責任保険 (旅館宿泊者賠償責任保険)に加入します	○災害費用保険 (レジャー・サービス施設費用保険)に加入します
☆宿泊定員 <input type="text"/> 名	☆総床面積 <input type="text"/> m ²

○食中毒・特定感染症休業補償保険 (旅館賠償責任保険(食中毒利益担保特約条項・特定感染症担保特約条項))に加入します
☆年間予想売上高 <input type="text"/> 億 千 百万円
約定支払期間 <input type="checkbox"/> 10日 <input type="checkbox"/> 15日 <input type="checkbox"/> 20日 <input type="checkbox"/> 1か月 <input type="checkbox"/> 2か月 <input type="checkbox"/> 3か月 約定支払期間は該当期間を○で囲んでください。
食品衛生監視票の点数 <input type="text"/> 点 最近の食品衛生監視票の写を添付してください。

○駐車場保険 (自動車管理者賠償責任保険)に加入します	
☆保管施設 <input type="text"/> 所在地 (施設と同じ場合は記入不要です)	☆最高保管台数 <input type="text"/> 駐車場面積
第一駐車場 <input type="text"/>	台 平方メートル
第二駐車場 <input type="text"/>	台 平方メートル

※最高保管台数が不明の場合には、駐車場の面積をご記入ください

★または☆が付された事項は、ご契約に関する重要な事項（告知事項）です。これらの表示が事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご契約を解除することができます。

(旅館賠償責任保険、レジャー・サービス施設費用保険)

ご加入後に☆が付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合は、すみやかに取扱代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。また変更の内容によってご契約を解除することができます。

(旅館宿泊者賠償責任保険、自動車管理者賠償責任保険)

ご加入後に☆が付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合は、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

★ 告知 事項 申告欄	1.本保険で補償の対象となる危険について、過去5年以内に損害賠償請求を受けたことがありますか。 (過去に東京海上日動と締結した保険契約の申込み時において、すでに告知いただいたものを除きます。)	<input type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ	
	2.本保険で補償の対象となる危険について、将来損害賠償請求を受けるおそれのある事実がすでに発生していることを知っていますか。(過去に東京海上日動と締結した保険契約時の申込み時において、すでに告知いただいたものを除きます。)	<input type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ	
	3.上記1または2のいずれかが「はい」の場合は、損害賠償請求およびその原因となる事実についての具体的な内容を下記にご記入ください。		
	4.他の同種の保険契約または共済契約がありますか。	<input type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ	
	5.上記4.が「はい」の場合はその具体的な内容をご記入ください。	会社名 満期日	保険等の種類 支払限度額

個人情報の取扱いに関するご案内

保険契約者である企業または団体は東京海上日動火災保険株式会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。東京海上日動火災保険株式会社および東京海上グループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
- ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
- ③東京海上日動火災保険株式会社と東京海上グループ各社または東京海上日動火災保険株式会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
- ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること
- ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
- ⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等（過去の情報を含みます。）をご契約者およびご加入者に対して提供すること

詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ（www.tokiomarine-nichido.co.jp）をご参照ください。

お問い合わせ先

〈取扱代理店〉

JTB旅運事業株式会社 TEL:03-3834-7051 メールアドレス:hoken@jtb.gr.jp